

Ⅱ 利用にあたって

1 利用できる団体

- 少年自然の家（舎営施設）…10名以上で当センターの教育活動プログラムを利用する団体
- キャンプ場（野営施設）…家族・グループ・各種団体

- (1) 当センターの設置目的と規則に沿って活動できる方
- (2) 成人又は青年の引率責任者がいる団体・グループ
※18歳未満の利用には、成人の引率者が必要です。
- (3) 宿泊の利用団体に支障がない範囲内であれば、日帰り利用も可能

主な利用対象者は、園や学校の団体、グループです。ただし、こうした団体の利用に支障がない場合は、それ以外の一般団体もお受けしています。

2 利用の制限 ～禁止事項～

- (1) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をするための利用
- (2) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動をするための利用

(1)と(2)には、施設内外で当該活動を行うことや、他の利用者や第三者を勧誘したり自らの団体の活動をアピールする活動等も含まれます。

- (3) 専ら営利を目的とする活動のための利用

施設内外で物品等の契約や販売を行うこと、およびそのための説明会を開催することも含まれます。

- (4) 当センターの設置目的に反した活動での利用、他の利用団体の活動への妨げになる利用
※飲酒喫煙に関して…P16参照

3 休所日

- 毎週月曜日
- 7月1日～9月30日（休所日なし）
- 年末年始：12月29日～1月3日
- 施設・設備や活動場所等の点検・整備を行う日
- ※ただし、上記休所日でも利用がある場合は休所しません。